
令和 8 年 第130回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）

議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 25 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 第57号議案 令和 8 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 第59号議案 神河町わくわく公園条例を廃止する条例制定の件
第60号議案 神河町宿泊施設条例の一部を改正する条例制定の件
第61号議案 財産処分の件
- 日程第 3 特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第 4 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第57号議案 令和 8 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 第59号議案 神河町わくわく公園条例を廃止する条例制定の件
第60号議案 神河町宿泊施設条例の一部を改正する条例制定の件
第61号議案 財産処分の件
- 日程第 3 特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第 4 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

出席議員（12名）

1 番	小 寺 俊 輔	7 番	澤 田 俊 一
2 番	吉 岡 嘉 宏	8 番	小 島 義 次
3 番	松 岡 宣 彦	9 番	関 口 裕
4 番	京 極 歌 織	10 番	木 村 秀 幸
5 番	三 谷 克 巳	11 番	安 部 重 助
6 番	鵜 野 義 一	12 番	栗 原 廣 哉

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 榎 谷 美 幸 主査 鵜 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	中 野 憲 二	上下水道課長	中 野 宏 昭
総務課長	高 内 教 男	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	廣 納 智 彦		丸 尾 計 子
税務課長	中 島 宏 之	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	井 出 博		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高 階 正 三
	藤 原 一 宏	病院総務課長兼施設課長	
農林政策課長	前 川 穂 積		平 岡 万寿夫
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		教育課長兼給食センター所長	
	岩 田 勲		児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長		教育課副課長兼社会教育特命参事	
	石 橋 啓 明		羽 岡 幹 雄
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事			
	松 原 良 人		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達していますので、第 130 回神河町議会定例会の第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、本日、議会開会前に議会運営委員会を開き、議事日程について協議をしましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

7 番、澤田俊一議員。

○議会運営委員会委員長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の澤田です。それでは、本日、本会議開会前に議会運営委員会を開催し、町長から提出されました第 59 号議案、第 60 号議案、第 61 号議案及び議会提出の案件 1 件の審議方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

まず、審議の方法については、第 59 号議案、第 60 号議案、第 61 号議案につきましては、本日、提出者の説明を求め、質疑、討論、表決をお願いすることとしております。

また、議会提出の特別委員会の設置及び委員の選任につきましては、議会改革特別委員会の設置、委員の選任を行った後、暫時休憩し、正副委員長の互選を行い、再開後、

議長から報告をしていただきます。

次に、議事日程につきましては、お手元に配付されております議事日程（第３号）のとおり、日程第２において第５９号議案から第６１号議案を一括議題とし、日程第３において特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

以上のとおり議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位及び説明員の方々の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（栗原 廣哉君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

ただいま議会運営委員長から報告のあったとおり、６月２４日に町長から提出のあった第５９号議案、神河町わくわく公園条例を廃止する条例制定の件、第６０号議案、神河町宿泊施設条例の一部を改正する条例制定の件、第６１号議案、財産処分の件の３議案を議事日程（第３号）の日程第２として、議会から提出の特別委員会の設置及び委員の選任を日程第３として日程に入れておりますので、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

日程第１ 第５７号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第１、第５７号議案、令和８年度神河町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

吉岡嘉宏委員長。

○総務文教常任委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 改めまして、おはようございます。総務文教常任委員会委員長、吉岡嘉宏でございます。それでは、６月１０日、第１３０回神河町議会定例会におきまして本委員会に付託されました議案は、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第７７条の規定により報告をいたします。

記、議案番号、第５７号議案、令和８年度神河町一般会計補正予算（第１号）、審査の結果は原案可決であります。日時につきましては、令和８年６月１６日、８時５９分から９時５０分の間、審議をいたしました。場所は役場３階会議室、３番、出席者等は、配付のとおりでございます。審査の経過ということで、議案の審査は、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。

次に、Ｑ＆Ａ方式で質疑応答について説明をいたします。タブレットの歳入のところを御覧になってください。

歳入、町債。起債残高と償還について。クエスチョン、道路整備事業債と橋梁整備事業債が増額補正されているが、起債全体のトータル残高は増えているのか、減っているのか。アンサー、起債全体の残高は増加傾向である。補正後の起債の発行額は１８億７，２４０万円、今年度の元金の償還額は約１２億９，０００万円で、差し引きすると、約６

億円の差があり、起債の発行額のほうが増えている。

クエスチョン、起債を減らすためのかじ取りはどう考えているか。アンサー、実質公債費比率が令和14年、15年あたりに18%近くなると見込んでいる。今後、物価高の影響により事業費が膨らむとさらに率は高くなる。そうならないためには事業費を落としていくか、財源を確保して繰上償還をして起債残高を少しでも下げていく必要があると考えている。

次に、笠形体育施設の使用料についてでございます。クエスチョン、観光施設使用料に笠形体育施設の使用料が計上されているが、今後も観光施設の取扱いとしてひと・まち・みらい課が担当するのか。本来ならば社会体育施設として教育課が管理するものではないか。アンサー、観光で来られたお客様に雨の日等で体育館を使ってもらうことを考えたときに、現担当のひと・まち・みらい課でよいと考えた。今後、教育課も含めた複数の課で担当はどこがいいのか議論したい。

続きまして、歳出に入ります。歳出の企画費。地域活性化起業人に係る委託料と負担金について。クエスチョン、地域活性化起業人推進委託料750万円減額の内容は。アンサー、株式会社ノベルワークスが辞退したため300万円の減額、また、当初予算で考えていた1社の予定がなくなったために、さらに300万円の減額、そして1社が副業型から派遣型に変更となるため150万円の減額、合計で750万円の減額である。

クエスチョン、減額する一方で、負担金、補助及び交付金のほうは442万5,000円の増額となっており分かりにくい。内容説明を。アンサー、1社が副業型から派遣型に変更となるが、副業型は企業に所属する個人に委託料を支払い、派遣型は企業に負担金を支払う形となる。副業型から派遣型になると、勤務日数が増えるので負担金のほうが増える。いずれも特別交付税の上限の範囲内で変更後の月数を計算して計上している。

次に、諸費。町税過誤等還付金について。クエスチョン、町税の還付金486万6,000円について、課税誤りの原因とその期間を教えてほしい。また、過誤納は1社か複数社かという問いに対しまして、アンサー、町が貸し工場として建築した福本区内のシイタケ工場のことである。町が建てたときは中ががらんどったが、借主の企業が仕切りを作り、それを償却資産として課税していた。このたび企業から、家屋と一体となった壁なので家屋に含めた資産として修正申告書が提出された。鑑定委託業者や固定資産評価基準の見解から、町として家屋と一体であると判断した。この家屋は町所有で非課税となるので、令和4年度に遡り還付することになった。

次、大きな項目で、過年度町民温水プール使用料還付金について。クエスチョン、還付金42万3,000円の人数の内訳は。アンサー、令和8年3月末までの還付金で、人数は年会員5名、月会員3名、フリーレッスン6名、スイミングスクールの児童204名となっている。

次の科目です。農業振興費。大きな項目としまして有機農業転換推進事業補助金について。クエスチョン、この補助金はどのような方が対象で、有機農法の定義としてはど

のような内容になっているかという問いに対しまして、アンサー、対象者は有機農法に取り組む就農後３年以内の新規就農者、または、慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者で、１反当たり２万円が国から交付される。今回、長谷地区の個人農家が対象で２２７アールに対して４５万４,０００円を補助する。有機農法の定義としては、将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと、また、みどり認定を受けている、または受ける予定があることが要件として上げられている。

次、大きな項目、集落営農活性化プロジェクト補助金について。クエスチョン、この補助金の内容説明を。アンサー、集落営農の収益力の向上を目指した効率的な生産体制の確立のための補助金で、今回は株式会社山田営農のトラクターとスタブルカルチ、スタブルカルチというのはトラクターに装着し粗起こしするような農業用機械のことです、の導入で５１３万６,０００円を計上している。

次に、科目が道路橋梁新設改良費の科目。大きな項目で橋梁修繕工事請負費について。クエスチョン、橋梁修繕工事請負費は当初予算において７橋で８,４００万円計上されていたが、今回の補正でまた７,４２２万６,０００円という大きな額が計上されている。なぜ当初予算で計上できなかったのかという問いに対しまして、アンサー、国の補助金の内示率が近年４０％程度で推移していたため、当初予算は４０％を見込んでいたが、収入を見込んでいたが、今年度は７０％の内示率となったため、歳入と合わせて補正した。橋梁数が増えたわけではございませんという、こういった回答でございました。

以上で、６月１６日に行われました総務文教常任委員会の付託の審査の報告とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第５７号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第５７号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第２ 第５９号議案から第６１号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第２、第５９号議案、神河町わくわく公園条例を廃止する条例制定の件、第６０号議案、神河町宿泊施設条例の一部を改正する条例制定の件、第

61号議案、財産処分の件の3議案を一括議題とします。

上程3議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第59号議案、第60号議案及び第61号議案につきましては、関連がございますので、一括して提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、ホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園の今後の管理運営に関するものでございます。

本施設は、指定管理者の撤退に伴い令和8年2月から休館しております。長年、本町の観光・宿泊拠点として親しまれてまいりましたが、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や、物価高騰等による経営環境の変化を踏まえ、従来の指定管理者制度による運営を継続することは困難な状況と判断しました。

このため町では、神之河のひとつときと同様に、土地及び建物を使用貸借し、民間事業者の自由な発想や経営ノウハウ、自主投資を生かした運営へ移行することで、施設の再生と持続可能な運営を図ることといたしました。

今回の運営形態の見直しに伴い、ホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園に係る関係条例の整理及び財産処分の見直しを行うため、本議会に3件の議案を提出するものでございます。

まず、行政財産を民間事業者に貸し出せるよう、第59号議案につきましては現行の神河町わくわく公園条例を廃止し、第60号議案につきましては神河町宿泊施設条例の一部を改正して、ホテルモンテ・ローザを条例の対象施設から削除するものでございます。

次に、第61号議案、財産処分の件につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

貸付けの概要は、土地約1万2,700平方メートル及び建物約1,461平方メートルを対象とする使用貸借で、期間はいずれも14年9か月でございます。長期契約により計画的な施設・設備投資を促し、その投資回収期間を担保することで、施設の再生と持続可能な運営を目指すものでございます。

貸付けの相手は、株式会社エン・トランスでございます。同社は旅行業を基幹事業とし、年間20万人を超える旅行者の取扱実績と、年間5,000台以上のバスツアー運行実績を有する総合観光事業者です。同社は、本施設を高原アウトドアと交流拠点モンテ・ローザベースとして再生し、自社の旅行ネットワークによる高い送客力を生かして、神河町を旅の目的地とすることを目指されています。

また、総額5,000万円の初期投資を計画されており、施設の魅力向上と利用促進を図るとともに、地域資源を活用した運営やインバウンド誘客により、地域経済への波及効果を高める事業計画となっております。

本事業を通じて、民間事業者の持つ集客力、経営ノウハウ及び投資力を最大限に活用

しながら、施設の再生と持続可能な運営を実現し、観光振興及び地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えています。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

松原ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（松原 良人君） ひと・まち・みらい課、松原でございます。それでは、第59号議案、第60号議案及び第61号議案につきまして、関連がございますので、一括しまして詳細説明をさせていただきます。

本議案は、長年にわたり町の観光拠点として運営してまいりましたホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園につきまして、民間事業者の経営ノウハウや集客力を活用しながら施設の再生を図り、持続可能な観光拠点として運営していくために必要となります条例の整理及び財産処分をお願いするものでございます。

これまで両施設は、地方自治法に基づく公の施設として指定管理者制度により管理運営を行ってまいりました。公の施設とは、住民の福祉を増進することを目的として地方公共団体が設置し、住民の利用に供する施設を指すものでございます。しかしながら、施設の老朽化や経営環境の変化などにより、従来の運営手法の継続が困難となったことから、民間事業者の投資や経営ノウハウを活用した運営方式へ転換を図るものでございます。

今回は、施設を町が有したまま民間事業者へ貸し付け、事業者が主体となって運営する方式へ移行することから、公の施設として定めている条例の整理、行政財産から普通財産への変更及び無償貸付けに係る財産処分について議決をお願いするものでございます。

それでは、議案ごとに御説明を申し上げます。1ページ目を御覧ください。第59号議案、神河町わくわく公園条例を廃止する条例制定の件でございます。

わくわく公園は現在、条例に基づき設置する公の施設でございますが、本事業では民間事業者へ貸し付け、事業者の責任において運営することになります。このため、町が設置・管理する公の施設として位置づける必要がなくなることから、神河町わくわく公園条例を廃止するものでございます。本条例の施行日は、議決をいただいた後、令和8年7月1日を予定しております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。第60号議案、神河町宿泊施設条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

現在、神河町宿泊施設条例では、ホテルモンテ・ローザと峰山高原ホテルリラクシアを町の宿泊施設として規定しております。このたび、ホテルモンテ・ローザにつきましては、民間事業者による運営へ移行することから、町が設置・管理する宿泊施設ではな

くなります。このため、条例第 2 条に規定する宿泊施設からホテルモンテ・ローザを削除するため、条例の一部改正を行うものでございます。3 ページには新旧対照表を掲載しております。なお、施行日は、わくわく公園条例の廃止と同様に、令和 8 年 7 月 1 日を予定しております。

続きまして、4 ページ目を御覧ください。第 6 1 号議案、財産処分の件でございます。

条例改正により、公の施設としての位置づけを整理することに伴い、財産区分についても見直しを行うものでございます。行政財産は行政目的のために使用する財産であり、その利用や貸付けには制約がありますが、普通財産については地方自治法の規定に基づき貸付けを行うことが可能となります。今回の事業では、町有財産であります土地及び建物を事業者へ無償で貸し付けるため、対象施設を行政財産から普通財産へ変更するものでございます。

なお、財産区分を変更した後も、施設の所有権は引き続き町が保有いたします。また、事業者によります増改築や用途変更につきましては、契約に基づき町の承認を必要とするなど、施設の管理に必要な権限は引き続き町が保持することとしております。

無償貸付けとする理由は、事業者から貸付料を徴収するのではなく、その分を施設改修や設備投資、集客対策に充てていただきまして、施設の再生と地域への波及効果を優先させるためでございます。

また、本件は地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づく財産処分でございます。通常、適正な対価により貸し付ける場合は議会の議決を必要としませんが、本件は土地及び建物を無償で使用貸借することから議会の議決をお願いするものでございます。この規定は、地方公共団体が所有する財産を無償または適正な対価を得ないで譲渡または貸し付けする場合などに、住民財産の適正な管理を図るため、議会の議決を要すると定めたものでございます。

貸付期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 2 3 年 3 月 3 1 日までの 1 4 年 9 か月となります。

対象財産は、土地 6 筆、合計 1 万 2, 6 9 9. 7 3 平方メートル、建物 2 棟、延べ床面積合計 1, 4 6 0. 7 2 平方メートルでございます。相手方は、大阪市北区梅田に本社がございます株式会社エン・トランスでございます。なお、6 ページには地形図を掲載しておりますので御確認をお願いいたします。

本件は、民間活力の導入により施設の再生と持続可能な運営を実現するために必要なものでございますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、参考資料としまして添付しております事業提案の概要について御説明を申し上げます。7 ページを御覧ください。本件につきましては、公開型プロポーザル方式によりまして事業者を募集したところ、3 者から応募があり、外部から招聘しました委員中心の 9 名により厳正な審査を行った結果、株式会社エン・トランスが 7 2. 9 7 点で最高得点となり、管理運営事業者の候補者として選定されたものでございます。

同社は創業32年の旅行事業者であり、年間20万人を超える旅行者の取扱実績と、年間5,000台以上のバスツアー運行実績を有しております。また、大阪市内でホテル2軒の運営実績も有しており、旅行事業と宿泊事業を組み合わせた送客力を強みとしております。

提案では、高原アウトドアと交流拠点モンテ・ローザベースをコンセプトとして掲げ、ホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園を一体的に再生する計画となっております。具体的には、宿泊棟のリノベーション、レストラン改修、大浴場及びサウナ改修、バーベキューサイト再整備、ドッグラン及びキャンプサイト整備など、総額5,000万円の初期投資が提案されています。

また、自社の旅行ネットワークや顧客基盤を活用した団体旅行の誘致、バスツアーの造成、インバウンド事業の取組などにより、継続的な集客を図る計画となっております。さらに、地元雇用の創出、地元食材の活用、町内観光施設との連携なども提案されており、神河町全体への経済波及効果が期待される内容で、将来的に神河町を旅の目的地とするビジョンを示されています。

また、令和6年度決算におきまして、総資産約22億円、経常利益約1億1,000万円を計上されており、財務的にも安定した経営基盤を有していることを確認しております。

このような施設再生への投資計画、送客力、地域連携の取組及び財務基盤が総合的に評価をされまして、最高得点で選定されたものでございます。

町といたしましては、民間事業者の経営ノウハウと集客力を活用することにより、施設の維持管理に係る財政負担の軽減を図るとともに、交流人口の拡大、地域経済の活性化、雇用創出及び観光振興につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、本件に係る各種契約について御説明をいたします。38ページ目を御覧ください。今回の事業では、町が施設を有したまま事業者が運営を行う方式を採用することから、基本協定、土地使用貸借契約及び建物使用貸借契約の3つの契約を締結する予定としております。契約書につきましては、神之河のひとときにおいて締結しております契約内容をベースとして作成をしております。

まず、神河町観光施設活用事業基本協定についてでございます。この協定は、本事業全体の基本的なルールや、町と事業者の役割分担を定めるものでございます。事業期間は、令和8年7月1日から令和23年3月31日までの14年9か月間を予定しており、事業者は宿泊施設やレジャー施設等を独立採算で運営をいたします。施設の維持管理、修繕、設備更新、光熱水費等の運営経費につきましては事業者が負担をし、町は施設所有者として事業実施状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行うこととしております。また、利益の1%を観光施設維持管理負担金として町へ納付いただくこととしておりますが、契約開始後3年間は設備投資期間として免除することとしております。

次に、50ページからの土地使用貸借契約及び建物使用貸借契約についてございま

す。これらは、ホテルモンテ・ローザ及びわくわく公園の土地・建物を事業者へ無償で貸し付けるための契約でございます。事業者は、自らの費用負担によりまして施設の維持管理や改修、設備投資を行います。大規模改修や用途変更等については町の承認を必要としております。また、契約終了時には、施設を町へ返還することとしております。

以上の契約により、本事業の実施に必要な権利義務関係を整理し、施設の再生と安定的な運営を図るものでございます。

なお、契約内容につきましては、双方において法的確認を行いますので、その結果により文言等が一部変更となる可能性がありますことを、あらかじめ御了承いただきたいをお願い申し上げます。

以上、第59号議案、第60号議案及び第61号議案の詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

3議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。55ページですね、55ページの建物の貸借の契約のことでお伺いいたします。確認をいたします。

55ページの第2条の第2項において、第1項に定める施設及びこれに附属する一切の設備を含むということですが、これ、恐らく備品関係、什器類も含めた備品関係も含んでおるというふうに理解はしとんでもすけども、そういった備品台帳の一覧等の確認等も含めてこの契約は結ばれてるということでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 松原商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（松原 良人君） ひと・まち・みらい課、松原でございます。澤田議員の御質問に回答をさせていただきます。

現在、備品関係の確認については、まだ、現段階ではされていない状況でございます。しかしながら、今後におきまして、双方立会いの下、お互いでそれらを確認していきたいと予定をさせていただいております。

以上、澤田議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。やっぱり15年間、今から期間長いもんですから、やはりそれは現段階でしっかりと、備品台帳あると思いますので、備品台帳しっかりと確認していただいて、できればこの建物の使用貸借契約の附属の資料としてしっかりと位置づけていただいて、後に残していただきたいと思いますので、よろしくお願いしときます。

それと、もう1点は、基本協定書の中で、この貸借の契約が15年間と本当に長いわけですから、契約の解除の条項の中で、この契約書のとおり事業が進められない場合というのが解約する一つの条項になっての位置づけがしてあります。当然、そこに至るま

では、いろんなそれぞれの時点での協議とか、指導とか、そういったことの経過の下でということになると思うんですけども、今回提案があった厳正な審査をもって、この計画書をもって選定されたわけですから、この計画書のとおりいくように、その辺のところはしっかりと管理をお願いしたいと思いますけども、その思いをお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 松原商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（松原 良人君） ひと・まち・みらい課、松原でございます。澤田議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおりこれまで指定管理制度の中でやってきたわけですが、なかなかうまくいかなかった。そして、今回新たな契約形態で運営していくわけでございますので、おっしゃるとおりしっかりと状況を確認しながら、本事業がうまくいきますように徹底していきたいと考えております。

以上、澤田議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

11番、安部議員。

○議員（11番 安部 重助君） 11番、安部です。基本協定の41ページ、19条に月次報告ということがあるんですけども、これらについて当然毎月状況を役場との交渉の中で報告されると思うんですけども、これらについて我々議会としてもある程度の発言、チェックを入れられるような状況ではあるのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（栗原 廣哉君） 松原商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（松原 良人君） ひと・まち・みらい課、松原でございます。安部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

41ページに記載しております月次報告につきましては、施設の利用人数、営業日数及び稼働状況、その他町が必要と認める事項について御報告いただくということになっておりまして、現在、ほかの指定管理施設も同じなんですけれども、毎月の入り込み情報というものを町のほうで集約をさせていただいております。これら資料につきましては、委員会のときに、入り込み数ということで毎回御報告させていただく形となりますので、御了承いただけたらと思います。

以上、安部議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 11番、安部議員。

○議員（11番 安部 重助君） 11番、安部です。当然、神河町にとっては大変大切な施設だと思います。これまで地域の方々が大変大切にされてきました。そういう施設をうまく上手にいうか、健全な経営をやっていただきたいというような観点から、今、発言をさせていただいたんですけども、委員会の中でもしっかりと報告もしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 松原商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（松原 良人君） ひと・まち・みら

い課、松原でございます。安部議員がおっしゃいますとおりに、その辺りにつきましては、しっかりと委員会のほうで御報告させていただきながら運営を進めていきたいと考えております。

以上、安部議員の御意見に対する返答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

1 番、小寺議員。

○議員（1 番 小寺 俊輔君） 1 番、小寺です。6 ページにつけていただいている地形図を見ててお尋ねします。

過日の全協のときに言っておけばよかったんですけども、いわゆる、今回、財産処分に係る部分で町民温水プールの進入路も入ってますし、ふだん温水プールを使用されてる方が使われてる駐車場も入ってもございますので、覚書で結構ですので、その町民温水プールの使用者を妨げない旨を、契約結ばれる方とぜひ覚書を交わしていただきたいなと思います。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 松原商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（松原 良人君） ひと・まち・みらい課、松原でございます。小寺議員の御意見に回答をさせていただきます。

今回のこの区分につきましては、境界を基に出しておりますので、おっしゃいますとおりに温水プールのほうの駐車場とかぶっているところがございます。そこにつきましては、事業者のほうにしっかりと説明をさせていただきまして、おっしゃいますとおりに覚書等で明確にさせていただきたいと考えております。

以上、小寺議員の意見に対する御回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

7 番、澤田議員。

○議員（7 番 澤田 俊一君） 7 番、澤田です。3 回目です。この施設のいわゆる再稼働というかスケジュール、この収支計画を見せていただくと 8 年の収支は上がってませんので、令和 9 年のリニューアルオープンというか、そうなのかなと、操業というふうに思うんですけども、その辺のところ大体いつ頃の時期なのか。それと、契約の締結後、町民の方々にも、どうなるんやという、いつ再開するんやというお話もあると思いますので、その辺のところの広報もしっかりとお願いしたいと思いますが、スケジュールと広報のやり方について教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 松原商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（松原 良人君） 澤田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目、再開予定なんですけれども、計画書のとおり初期投資としまして大分リニューアルをしていただく予定となっております。そのため、確認しましたところ、現段階では年内の開業を目指しますということをお聞きしております。ですので、具体

的に何月からオープンですよということはまだ未定ということでございます。

また、住民への周知につきましては、適宜行わせていただきたいというのが1点と、あとは、契約締結後に一度、長谷地区の住民様を対象としました地元説明会のほうも開催させていただきたいと考えております。

以上、澤田議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

5 番、三谷議員。

○議員（5 番 三谷 克巳君） 5 番、三谷でございます。これ1点だけ確認をさせていただきます。

わくわく公園にはトイレがあります。これらについては、当然エン・トランスさんに無償で貸し付けて管理をしてもらうということで間違いないですか。それだけ確認をしたいと思います。

○議長（栗原 廣哉君） 松原商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（松原 良人君） ひと・まち・みらい課、松原でございます。三谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

トイレのほうはございますけれども、そちらのほうについても当然貸付けの対象物件としまして、建物の使用貸借契約の中に物件のほうを含めておりますので、併せて管理をいただくことになります。

以上、三谷議員の御質問の御回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 2 番、吉岡議員。

○議員（2 番 吉岡 嘉宏君） 2 番、吉岡です。私は13ページの収支予算書の件です。

これの支出項目で人件費、事務費、管理費、その他とありまして、支出のほう、令和9から令和12年度まで全て同じ数字ですと。要は経費節減で、目標でこれ以上使わないよっていうそういう決意かなというふうにも取れるんですが、人件費については、日本の賃金がかかなり安いということで、政府が力を入れて経団連とも話をして、ベースアップをもっとやろうというんが今の風潮であります。そこで、人件費の賃金、手当、社会保険料、これ全て同じ数字なんですね。同じ職員がおれば、右肩上がりにならんとおかしいなと思うんですけど、この辺の考え方はどうでしょうか。お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 松原商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（松原 良人君） 吉岡議員の御質問に回答をさせていただきます。

エン・トランスの計画では、職員につきましては、約10名から15名の雇用を計画しておりますというお話でございます。また、当初においてはエン・トランスのほうから派遣する形で、将来的には地元の雇用も進めていきたいというお話でございました。その中で収支計画を作成するに当たりまして、物価ですとか賃金上昇等の大変見込みづらいう変動要素をまずは見込まずに、会社の給与形態に基づいて試算されたため、3,10

0万円という5年間見込まれているものと現段階では考えております。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第59号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論ないようです。討論を終結します。

これより第59号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第59号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第60号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論ないようです。討論を終結します。

これより第60号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第60号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第61号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第61号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第61号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（栗原 廣哉君） 日程第3、特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

特別委員会の設置については、議会改革特別委員会の設置要綱（案）をお手元に配付いたしております。

お諮りします。議会改革特別委員会を設置要綱（案）のとおり設置することに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、お手元に配付しております設置要綱（案）のとおり議会改革特別委員会を設置することに決定しました。

続いて、ただいま設置いたしました議会改革特別委員会委員の選任を行います。

選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長から指名いたします。

議会改革特別委員会の委員に、1 番、小寺俊輔議員、2 番、吉岡嘉宏議員、3 番、松岡宣彦議員、4 番、京極歌織議員、5 番、三谷克巳議員、6 番、鶴野義一議員、7 番、澤田俊一議員、8 番、小島義次議員、9 番、関口裕議員、10 番、木村秀幸議員、11 番、安部重助議員、以上 11 名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、議会改革特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、議会改革特別委員会の委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会で互選することになっておりますので、よろしくお願いします。

ここで暫時休憩します。再開を 10 時 15 分とします。

午前 9 時 55 分休憩

.....
午前 10 時 15 分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

ただいま、議会改革特別委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので御報告申し上げます。

委員長に木村秀幸議員、副委員長に京極歌織議員、以上のとおり互選されておりますので御報告申し上げます。

----- . ----- . -----
日程第 4 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（栗原 廣哉君） 日程第 4、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付されておりますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（栗原 廣哉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第130回神河町議会定例会を閉会します。

午前10時17分閉会

議長挨拶

○議長（栗原 廣哉君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月10日に開催され本日までの16日間でした。町長から提案されました議案は、報告4件、人事案件1件、条例の一部改正6件、条例の廃止1件、財産処分1件、業務委託契約2件、工事請負契約1件、補正予算2件の計18件でありました。各議案とも、議員各位の終始極めて慎重なる御審議によりまして、全会一致で可決となりました。この御精励と御協力に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

一般会計補正予算については、総務文教常任委員会に審査を付託し、精力的に審査を賜りました。その御苦勞に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

また、一般質問には5名が登壇し、町政全般に執行機関に疑問点をただし、議員自らの政策提言を行いました。町長をはじめ執行部各位には、議案審議、一般質問に当たり、資料の整備と説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたことに深く敬意を表します。審議の過程において議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

間もなく梅雨明けとなり夏本番を迎えますが、体調管理には十分御留意され、住民の福祉の向上と町政発展のための御尽力を賜りますように祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも、第130回神河町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を兼ねまして御挨拶申し上げます。

6月10日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には本会議並びに委員会を通じて慎重審議いただきました御苦勞に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

今定例会は、一般会計をはじめ、全ての案件を原案どおり御承認、可決いただき、誠

にありがとうございました。今定例会で議員各位よりいただきました御意見、御提言につきまして、真摯に受け止め、各種事業、予算執行に努めてまいります。

本日、7時30分ですが、岩手県沖を震源とする地震が発生をし、青森県内で最大震度6強の地震が観測されました。現時点でのけが人の情報は入っていないとのことですが、本当にこの被害のないことを祈るばかりでございます。

さて、7月10日には、旧グリーンエコー笠形が新しい運営会社の下、キャンプリゾート神之河のひとつとして営業を再開いたします。多くの方々にお越しいただき、にぎわうことを期待しております。また、長谷のホテルモンテ・ローザにつきましては、今定例会で運営会社について御承認いただき、これよりホテル再開に向けた準備に入っております。こちらも、高原エリアで4月にオープンいたしましたカロひめりバーとともに、新たなにぎわいの場となるよう期待したいと願っています。

いよいよ本格的な出水期に入っております。また、台風7号と8号が週末にかけて近畿地方に最接近する予報となっています。行政として、台風や線状降水帯による集中豪雨に対する迅速な情報収集と住民への情報提供に、より一層努めてまいります。

これから暑さも厳しさを増してきます。議員各位には今後とも健康には十分御留意していただきまして、各種事業推進に対する御支援、御協力と、町政発展のため引き続き御活躍いただきますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時22分
